環境省
Ministry of the Environment

資料２

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

１.令和元年度における主な見直し内容等
２.令和元年度特定調達品目見直しの概要
３.令和2年度における特定調達品目一覧

1．令和元年度における主な見直し内容等

環境省
Ministry of the Environment

1．使用可能な化学物質の制限強化
2．消費エネルギーの基準強化
3．再生プラスチック（以下「再プラ」）の配合率強化
4．植物由来プラスチック（以下「バイオプラ」）の配合率を複数品目で新規に基準化

令和元年度は38品目の見直しに加え、文具類（83品目）共通基準及びオフィス家具等（10品目）について、新規追加・削除・見直しを実施

※規格名修正等の軽微な修正を含む

2．令和元年度特定調達品目見直しの概要

環境省
Ministry of the Environment

①基準の強化

- JIS等の改定に伴う化学物質使用制限
- 省エネ法等の改定に伴う消費電力低減
  - 電子計算機等5品目
- 潜熱回収型温水機器を基準に反映
  - ガス及び石油の2品目
- 再プラ含有率の強化
  - 文具類共通（83品目。以下同じ）、ふとん等11品目

②バイオプラを基準として採用

- プラスチック資源循環戦略の着実な実現の一歩として「バイオプラ」の含有率を基準として複数分野で新たに設定
  - 文具類共通、電子機器類等6品目
  - 含有率は各業界関係者にヒアリングを行い、品目ごとに適切な割合を設定
  - 流通状況等を鑑み、必須ではなく再プラ含有率との選択式（どちらかを満たすこと）や推奨に留める見込み

③『プラスチック製ごみ袋』を新規追加

- 国内の需要量が約30万ﾄﾝである『プラスチック製ごみ袋』にバイオプラ・再生プラの基準を設定
  - いずれかの要件を満たすこと
    ア．植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の10％以上含有していること
    イ．再生プラスチックがプラスチック重量の10％以上含有していること
  - 含有率に関する情報の表示

④その他

- 法改正等による名称・条文番号の変更
- 品目の削除
  - 普及促進の役割を果たした『カーナビ』等
- 役務の植栽管理において「生分解性チェーンソーオイル」の利用を推奨
  - 流通の問題、寒冷地で使用が困難であること等により配慮事項として設定

3．令和2年度における特定調達品目一覧

環境省 Ministry of the Environment

分野（品目数）

赤字：変更内容

①紙類（7）	⑦移動電話等（3） 基準強化（再プラ） バイオプラ追加	⑬消火器（1）	⑲災害備蓄用品（10）
②文具類（83） バイオプラ追加	⑧家電製品（6）	⑭制服・作業服等（4）	⑳公共工事（70）
③オフィス家具等（10）	⑨エアコンディショナー等（3）	⑮インテリア・寝装寝具（11）基準強化（再プラ）	㉑役務（21） 基準強化 バイオプラ追加　等
④画像機器等（10） 基準強化（化学物質、省エネ、再プラ）	⑩温水器等（4） 基準強化（潜熱回収型温水器）	⑯作業手袋（1）	㉒ごみ袋等（1） 新規品目 （再プラ・バイオプラ）
⑤電子計算機等（4） 基準強化（化学物質、省エネ、再プラ）、バイオプラ追加	⑪照明（4）	⑰その他繊維製品（7）	※品目ごとの見直しの概要については「参考資料１」参照
⑥オフィス機器等（5） 基準強化（化学物質）	⑫自動車等（3） 品目整理（2削除）	⑱設備（7）	

令和2年度のグリーン購入法に基づく特定調達品目は22分野275品目